

議案第11号

鹿屋市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について  
鹿屋市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
鹿屋市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年鹿屋市条例第44号)  
の一部を次のように改正する。

第4条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市から公益的法人等へ派遣する職員の給与について、本市に勤務する職員に支給する給与との均衡を図るため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。